

## 令和7年度がん検診等事業実施要領

### 1 目的

本事業は、地方職員共済組合沖縄県支部（以下「地共済」という。）の保健事業の一環として、地共済組合員にがん検診等事業（以下「本事業」という。）を実施することで、がんや脳血管の器質的異常を早期発見、早期治療を図ることにより、組合員の健康管理及び医療費増高の抑制に資することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は地共済とする。

### 3 対象者

地共済の実施する人間ドック受診者を除く、地共済組合員本人で、受診日に組合員の資格を有する者とする。ただし、喀痰検査の対象者は、胸部X線検査、及び問診の結果、喫煙指数（1日本数×年数）が600以上だった者（過去における喫煙者を含む）とする。

また、子宮頸がん検診及び乳がん検診は女性組合員、前立腺がん検診は男性組合員を対象とする。

### 4 実施機関

実施機関は、地共済とがん検診等事業業務委託契約を締結した検診機関とする。別紙「令和7年度がん検診等事業実施機関等一覧」のとおり。

### 5 検診項目

（1）胃がん検診（胃部エックス線検査、胃部内視鏡（胃カメラ）検査）

バリウム検査か胃カメラ検査のどちらか1つの受診とする。

（2）大腸がん検診（便潜血2日法）

（3）肺がん検診（胸部エックス線検査、喀痰検査）

（4）子宮頸がん検診（子宮頸部細胞診）

（5）乳がん検診（マンモグラフィ2方向、超音波（エコー）検査）

組合員が、乳房X線検査（マンモグラフィ）及び乳房超音波（エコー）検査の両方を希望する場合は、その受診を認める。

（6）前立腺がん検診（PSA血液検査）

（7）腹部各種がん検診（超音波（エコー）検査）

（8）脳検診（頭部MRI及びMRA検査）

### 6 費用負担

（1）地共済

地共済と各実施機関との契約で定める各検診料金（単価契約）のうち、地共済負担分については、直接地共済が各実施機関に支払う。

## (2) 組合員

地共済と各実施機関との契約で定める各検診料金（単価契約）から、地共済負担額を除いた額を組合員負担額とし、受診時に実施機関の窓口で支払う。検診項目別の組合員負担額については、別紙「令和7年度がん検診等事業実施機関等一覧」のとおり。

## 7 実施期間（検診受診期間）

令和7年10月1日～令和8年1月31日

## 8 受診者の決定及び受診方法

- (1) 地共済は、電子申請サービスで受診希望者を募集する。
- (2) 受診希望者は、実施機関に予約後、受診予定の3週間前までに地共済に電子申請サービスにて申込を行う。（原則、全組合員が電子申請サービスで申請を行う。電子申請が出来ない場合のみ、紙申請書をメールに添付し申請を行う。）
- (3) 地共済は、申請を受理した受診希望者に対し「受診許可証」を発行する。
- (4) 受診許可を受けた者は、必ず受診時に「受診許可証」を医療機関に提示する。  
また、地共済組合員証、自己負担に要する費用を持参する。
- (5) 受診時に「受診許可証」を提示できない場合は「対象外」となり、全額自己負担となる。

## 9 複数の検診項目を受診する場合

複数の検診を希望する組合員は、同一の実施機関で、同一日に受診することとする。  
(検診ごとに受診日を分けて予約することは不可とする。)

## 10 重複受診、受診日に資格を喪失した場合の費用負担

- (1) 組合員は本事業と地共済人間ドックを重複受診してはならない。重複受診した場合は、本事業の受診費用は全額自己負担とする。
- (2) 受診日に地共済の組合員資格を喪失していた場合（受診日に遡って組合員資格を喪失した場合も含む）は、本事業の受診費用は全額自己負担とする。

## 11 検診結果の通知等

- (1) 本事業の検診結果は、実施機関から直接受診者に通知されるとともに、電磁的記録等により地共済に提供される。
- (2) 要精密検査となった場合には、組合員は必ず精密検査を受診し、その結果を地共済へ報告すること。未受診の場合、地共済から受診勧奨を行う場合がある。

## 12 個人情報の保護

- (1) 本事業の実施に伴う個人情報の管理及び保護は、地方職員共済組合個人情報保護規程に基づいて行われるものとする。
- (2) 本事業の受診を申請した者は、実施に必要な個人情報が地共済及び各実施機関に提供されることに同意したものとする。

また、検査結果がデータヘルス計画に基づき地共済が実施する保健事業に活用されることに同意したものとする。

#### 附 則

この要領は、令和7年8月12日から施行する。